

令和4年度 一般会計歳出 第3款2項1目 12節(1) 清掃設備保守委託料

受付 番号	種目番号 306	連絡先	委託担当 港南区総務課	ふりがな 担当者名 電話	にしお 西尾 847-8314
----------	-------------	-----	----------------	--------------------	-----------------------

## 設 計 書

1 件名 港南区総合庁舎 消防用設備点検業務委託（総合点検）

2 履行場所 横浜市港南区港南四丁目2番10号

3 履行期間  
又は期限 期間 契約締結日 から 令和5年3月29日 まで  
期限

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 点検日は区庁舎の閉庁日とする。

6 現場説明 不要

7 委託概要 港南区総合庁舎内に設置している消防設備の総合点検を委託  
します。

8 部分払

する ( 回以内 )

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※ 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※ 概算数量の場合は, 数量及び金額を ( ) で囲む

委 託 代 金 額	¥. -
<hr/>	
内 訳 業 務 価 格	¥. -
	-----
消費税及び地方消費 税相当額	¥. -
	-----

## 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 直接業務費					
(1) 直接人件費					
・ 保全技師補		人工			
(2) 直接物品費	1	式			
2 業務管理費	1	式			
3 一般管理費	1	式			
業務価格					
消費税及び地方消費税相当額					
合 計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 消防用設備点検業務委託仕様書

## 1 名称

消防用設備点検業務委託（総合点検）

## 2 目的

本業務は施設管理者等が委託する保全業務のうち、消防用設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

## 3 一般事項

業務の一般事項については別に定めのある場合を除き、国土交通省営繕部監修 建築保全業務共通仕様書の最新版（以下、共通仕様書）より、第1編総則、第2編定期点検等及び保守第1章一般事項による。

※共通仕様書の使用における著作権・免責事項は、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール（<http://www.mlit.go.jp/link.html>）に準じています。

## 4 業務内容

業務内容は共通仕様書の第2編第6章による。

## 5 委託期間

契約締結日から令和5年3月29日

## 6 添付資料

### ・共通仕様書

※国土交通省ホームページより最新版をご確認ください。

URL:[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_hozen\\_shiyousho.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm)

### ・特記仕様書

## 7 その他

- (1) 契約締結後すみやかに業務に着手し、委託期間終了後までに上記委託業務を完了すること。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、受託者はあらかじめ発注者と打ち合わせを行ない、その指示に従うこと。

## 特記仕様書

### I. 業務概要

1. 業務名： 消防用設備点検保守業務（総合点検）

2. 履行場所： 港南区総合庁舎

3. 履行期間： 契約締結日から令和5年3月29日まで

#### 4. 業務仕様

(1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・ 建築保全業務共通仕様書(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「共通仕様書」という。）
- ・ 現場説明書
- ・ 質問回答書

(2) 業務仕様書（特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、質問回答書）に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。

(3) 本特記仕様書の表記

各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。

例：【I 1. 2. 3】第1編 1. 2. 3 に該当する項目。

#### 5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

**定期点検等及び保守業務 【II 6. 1. 1 ～ 6. 3. 7】**

・ 防災設備.....: 対象部位及び数量は別図...及び別紙...による。

### II. 一般共通事項

#### 1. 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲 【I 1. 2. 3】

業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担.....

.....: なし.....

(2) 環境への配慮

本業務仕様書に定めのない事項については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条に定める【判断の基準】及び【配慮事項】を適用する。

### (3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

### (4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

## 2. 業務関係図書

### (1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・業務計画書【I 1. 3. 1】.....(作業着手前まで)
- ・緊急連絡表.....(作業着手前まで)
- ・作業計画書【I 1. 3. 2】.....(協議のうえ業務開始前 7日 以内まで)

### (2) 貸与資料【I 1. 3. 3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

- ① 諸官庁提出書類控え ..(. 官公署届出書類.....)
- ② 工事業者関連 ..(. 緊急連絡先一覧表 ・ 工事関係者一覧表.....)
- ③ 設備関連 ..(. 設備機器台帳.....)
- ④ 点検・検査記録簿関連  
..(. 事故、修繕、更新記録..... ・ 建築設備定期検査記録..... ・ 消防設備点検結果報告書.....)
- ⑤ 図面類  
..(. 完成図..... ・ 各種施工図..... ・ 機器完成図..... ・ 機器性能試験成績..... ・ 総合調整報告書.....)
- ⑥ 管理資料 ..(. 機器類のカタログ..... ・ 機器取扱説明書..... ・ 機器類保証書..... ・ 保守契約  
リスト..... ・ 建築物等の利用に関する説明書.....)

### (3) 業務の記録 【I 1. 3. 4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- ( ・ 施設管理担当者との打合せ記録簿..... ・ 計画、報告書類..... ・ 作業日誌類..... ・ 事故、修繕、更新記録簿等..... ・ 点検記録簿.....)

## 3. 業務現場管理

### (1) 業務責任者【I 1. 4. 2】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。(業務責任者は業務担当者を兼任できる。)

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・定期点検及び保守業務の実務経験 5年以上

### (2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

・消防設備士.....消防設備点検資格者(第1種).....

### (3) 業務条件 【I 1. 4. 3】

#### ① 定期点検等及び保守業務の実施時間帯

なお、実施日は区役所閉庁日として、施設管理担当者と協議する。

.....9 時 00 分 ~ 17 時 00 分.....

## 4. 業務の実施

### (1) 業務担当者 【I 1. 5. 1】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

.....定期点検及び保守業務の実務経験.....5年未満程度.....

### (2) 業務に密接に関連する別契約の業務等 【I 1. 5. 4】

.....なし.....

### (3) 立会いを要する行事等 【I 1. 5. 5】

.....なし.....

### (4) 業務の報告 【I 1. 5. 7】

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

## 5. 業務に伴う廃棄物の処理等

### (1) 廃棄物等の処理 【I 1. 6. 1】

①業務の実施に伴い発生した廃棄物の処分費用は、原則として、受注者負担とする。

②発生材の保管場所 .....現場説明書による.....

## 6. 建物内施設等の利用

### (1) 居室等の利用 【I 2. 1. 1】

.....現場説明書による.....

### (2) 駐車場の利用 【I 2. 1. 3】

.....現場説明書による.....

## 7. 作業用仮設物及び持込資機材等

### (1) 作業用足場等 【I 2. 2. 1】

・現場説明書による。

### Ⅲ. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

#### 1. 定期点検等及び保守業務

##### (1) 一般事項

###### ① 保守の範囲【Ⅱ1.1.3】

・その他の保守の範囲（ ・なし ）

###### ② 支給材料【Ⅱ1.1.6】

・記載以外の支給材料（ ・なし ）

###### ③ 点検の省略【Ⅱ1.1.8】

点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

##### (2) 防災設備 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項目	特記事項
消防法関係	・消防用設備等【Ⅱ6.2.2】 ・特殊消防設備の点検 設備名（ ・ ・必要資格 ・点検周期 ・ ）
建築基準法関係	・防火戸. 防火シャッター【Ⅱ6.3.3】 ・防火ダンパー【Ⅱ6.3.4】 ・排煙設備【Ⅱ表6.3.5(A)(B)】（自然排煙 機械排煙） ・その他の避難設備等【Ⅱ6.3.6】 ・災害対応等【Ⅱ6.3.7】（ ・別途とする ・ ）



消防用設備点検業務委託（機器点検）・機器一覧表

分類	機器	数量	単位
消火器	泡消火器10型		本
	泡消火器100型		本
	粉末消火器 加圧式	2	本
	粉末消火器 車載式	3	本
	粉末消火器 蓄圧式	107	本
	強化液消火器蓄圧式		本
	二酸化炭素消火器5型		本
	二酸化炭素消火器7型		本
	二酸化炭素消火器10型		本
	二酸化炭素消火器50型以上		本
	ハロゲン化物消火器		本
屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備	加圧送水装置	1	組
	制御盤	1	面
	消火栓	29	組
	起動用スイッチ	29	個
	表示灯	29	灯
	音響装置	29	組
	表示盤	1	面
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1	組
	呼水装置	1	組
	ホースの耐圧性能		
	放水試験		式
スプリンクラー設備	加圧送水装置		組
	起動装置		組
	ヘッド		個
	制御盤		面
	流水検知装置		組
	表示盤		面
	呼水装置		組
	送水口		箇所
	圧力スイッチ		個
	一斉開放弁		個
	一次圧調整弁		個
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		組
	補助散水栓		個
	手動開放弁		個
	末端試験弁		個
	コンプレッサ、制御盤、現地操作盤、感知器、電磁弁等		
連動又は、放水試験		式	
泡消火設備又は水噴霧消火設備	加圧送水装置	1	組
	起動装置	1	組
	ヘッド	640	個
	制御盤	1	面
	流水検知装置	2	組
	圧力スイッチ	1	個
	一斉開放弁 界面活性剤用、水成膜用	40	個
	一斉開放弁 蛋白泡用		個
	泡消火薬剤貯蔵槽（操作部を含む）（水噴霧消火設備は除く。）	1	基
	泡消火薬剤混合装置（水噴霧消火設備は除く。）	1	組
	泡放射用器具格納箱 非内蔵（水噴霧消火設備は除く。）		組

消防用設備点検業務委託（機器点検）・機器一覧表

分類	機器	数量	単位
	泡放射用器具格納箱 内蔵(水噴霧消火設備は除く。)		組
	表示盤		面
	手動開放弁	40	個
	呼水装置	1	組
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類)	1	組
	ホースの耐圧性能		
	発泡試験		式
	放水試験		式
	廃液処理		式
不活性ガス 消火設備	消火剤貯蔵容器(二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55)	15	基
	容器弁開放装置 電磁式		個
	容器弁開放装置 ガス圧式	15	個
	起動用ガス容器	3	個
	起動用操作箱	3	個
	音響装置	4	組
	制御盤 5回線以下	3	面
	制御盤 6回線以上		面
	回線数 (6回線以上の場合のみ回線数記入)		回線
	継電器盤 5回線以下	3	面
	継電器盤 6回線以上		面
	回線数 (6回線以上の場合のみ回線数記入)		回線
	音声盤	3	面
	表示盤		面
	電源装置	3	組
	圧力スイッチ	3	組
	不還弁		個
	開口部自動閉鎖装置(ヒストリリザ、モーター、ダイヤル、ジャック)	6	個
	放出表示灯箱	5	個
	選択弁		個
	ヘッド	8	個
	ホースリール		個
	作動試験	3	式
	放出試験(窒素ガス、空気)	3	式
	試験容器を用いて放出試験をする場合 容器搬入(窒素ガス、空気)	3	式
	実装の消火剤を放出した場合 容器搬入(窒素ガス、空気)		式
	受信機P型1級 19回線以下		面
	受信機P型1級 20回線以上		面
	回線数 (20回線以上の場合のみ回線数記入)		回線
	受信機P型2級		面
	副受信機 19回線以下		面
	副受信機 20回線以上	2	面
	回線数 (20回線以上の場合のみ回線数記入)	43	回線
	差動式分布型感知器		個
	差動式又は補償式スポット型感知器	118	個
	定温式スポット型感知器	70	個
	定温式スポット型感知器(防爆形)		個
	煙感知器	286	個
	二信号式 煙感知器		個

## 消防用設備点検業務委託（機器点検）・機器一覧表

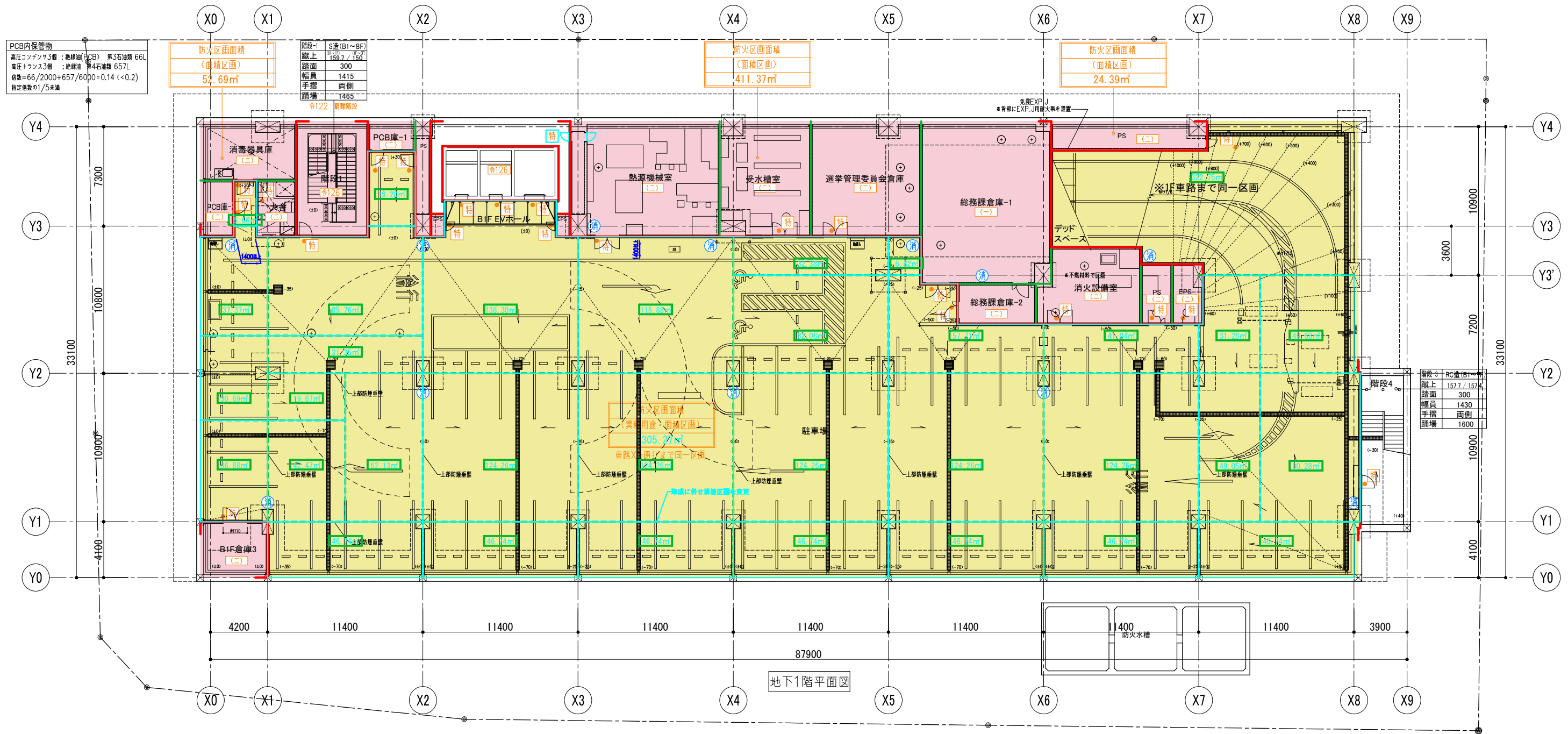
分類	機器	数量	単位
自動火災 報知設備	熱（定温）煙複合式感知器		個
	赤外線・紫外線 炎感知器		個
	光電式 分離型検知器（受光部と送光		セット
	アナログ式熱感知器		個
	アナログ式煙感知器	44	個
	自動試験機能付 熱感知器	48	個
	自動試験機能付 煙感知器		個
	R型受信機		
	中継器	51	個
	P型1級発信機	27	個
	P型2級発信機		個
	表示灯	27	灯
	音響装置	27	個
	消火栓起動装置	1	個
	常用電源	1	組
	予備電源（受信機のみ）	1	組
	非常電源 自家発電設備		組
	非常電源 蓄電池設備		組
非常警報 設備	操作部（電源部）	1	組
	起動装置（発信機、押しボタン）	27	組
	音響装置		組
	表示灯		灯
	増幅器操作部 200W以下	1	台
	増幅器操作部 200W超	1	台
	ワット数 （200W超の場合のみW数記入）	360	W
	増幅器操作部 自動火災報知設備連動	1	台
	スピーカ回線	303	個
	音量調整器	72	個
	遠隔操作器	4	台
	起動装置 押しボタン	5	個
	起動装置 非常電話		個
	常用電源	1	組
非常電源	1	組	
誘導灯及 び誘導標	誘導灯	136	灯
	誘導標識	3	枚
	緩降機 建築物の地上階数6以下 2階		組
	緩降機 建築物の地上階数6以下 3階	1	組
	緩降機 建築物の地上階数6以下 4階	2	組
	緩降機 建築物の地上階数6以下 5階	1	組
	緩降機 建築物の地上階数6以下 6階	1	組
	緩降機 建築物の地上階数7階以上11以 下 7階	1	組
	緩降機 建築物の地上階数7階以上11以 下 8階		組
	緩降機 建築物の地上階数7階以上11以 下 9階		組
	緩降機 建築物の地上階数7階以上11以 下 10階		組
	緩降機 建築物の地上階数7階以上11以 下 11階		組
	はしご 建築物の地上階数 2階 ロープ 又は金属		組
	はしご 建築物の地上階数 2階 固定		組
	はしご 建築物の地上階数 3階 ロープ 又は金属		組

消防用設備点検業務委託（機器点検）・機器一覧表

分類	機器	数量	単位
避難器具	はしご 建築物の地上階数 3階 固定		組
	はしご 建築物の地上階数 4階		組
	はしご 建築物の地上階数 5階		組
	はしご 建築物の地上階数 6階		組
	はしご 簡易はしご		組
	救助袋 建築物の地上階数 3階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 3階 斜降式		組
	救助袋 建築物の地上階数 4階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 4階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 5階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 5階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 6階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 6階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 7階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 7階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 8階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 8階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 9階 垂直式		組
	救助袋 建築物の地上階数 9階 斜降式		個
	救助袋 建築物の地上階数 10階 垂直式		組
救助袋 建築物の地上階数 10階 斜降式		個	
救助袋 建築物の地上階数 11階 垂直式		組	
救助袋 建築物の地上階数 11階 斜降式		個	
排煙設備 (防火)	制御盤 10回線以下		面
	制御盤 11回線以上		面
	回線数 (11回線以上の場合のみ回線数記入)		回線
	ダンパー FD以外手動復帰式以外	8	個
	ダンパー FD以外手動復帰式		個
	ダンパー FD	6	個
	排煙口		個
	防火戸 ドア式 S型		枚
	防火戸 ドア式 W型		枚
	防火戸 ドア式 温度ヒューズ型		枚
防火戸 引戸式ウエイト閉鎖型 煙連動 の場合	2	枚	
防火戸 引戸式ウエイト閉鎖型 煙連動 なしの場合	6	枚	

消防用設備点検業務委託（機器点検）・機器一覧表

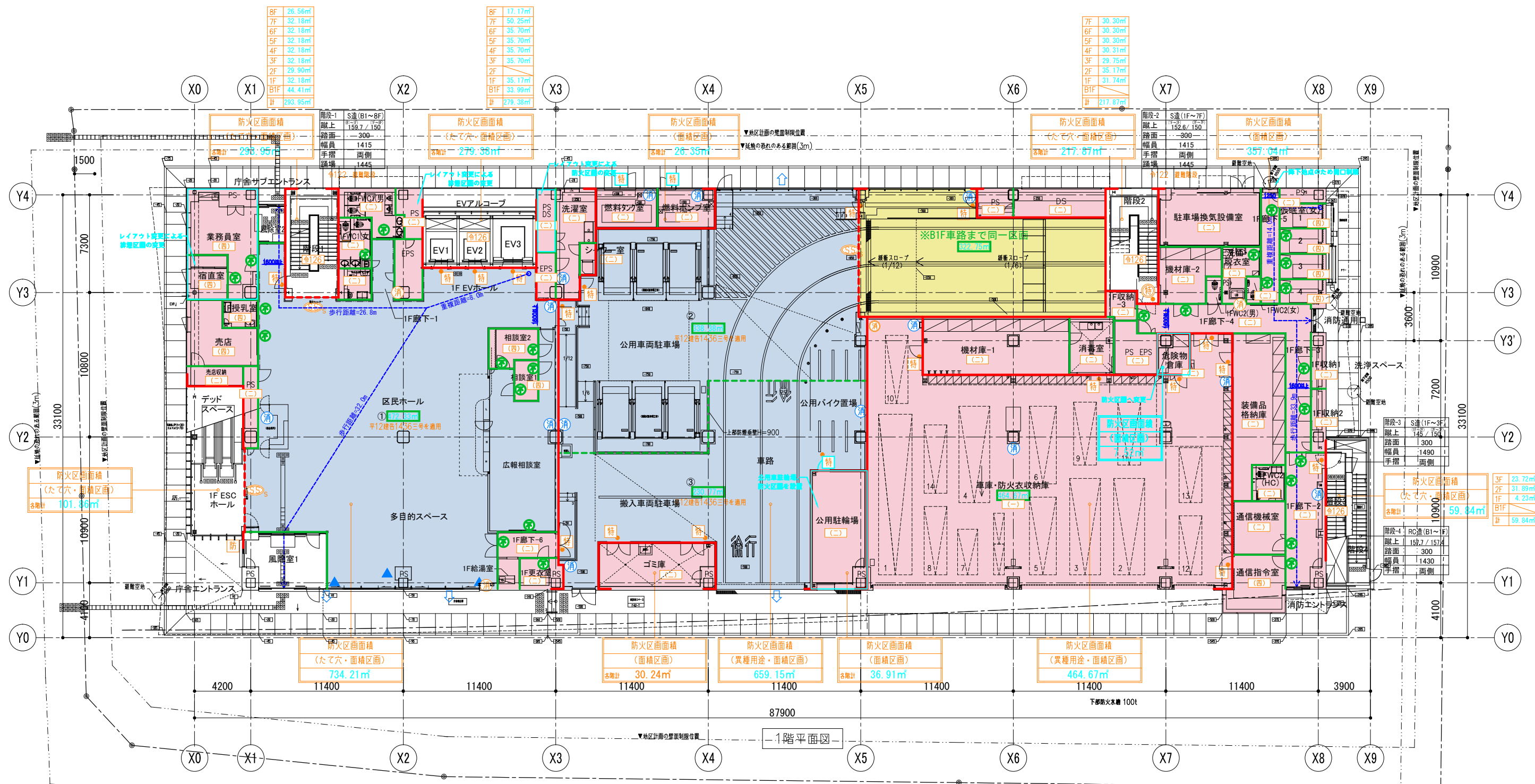
分類	機器	数量	単位
戸、防火ダンパー等を含む)	防火戸 引戸式折りたたみ型 煙連動の場合		枚
	防火戸 引戸式折りたたみ型 煙連動なしの場合		枚
	電動式シャッター 煙連動の場合	11	枚
	電動式シャッター 煙連動なしの場合		枚
	手動式シャッター		枚
	可動垂れ壁		連
	垂直降下式垂れ壁		枚
	ハッチ 手動式		台
	ハッチ 手動式以外		台
	自然排煙口		組
	排煙装置 モーターエンジン駆動		台
	排煙装置 エンジン駆動	3	台
	排煙装置 モーター駆動		台
	排煙装置 起動盤		面
連結送水管	空圧制御装置		式
	加圧送水装置		組
	制御盤		面
	放水用器具格納箱		組
	起動用スイッチ		個
	表示灯		灯
	表示盤		面
	送水口	2	組
	放水口	11	組
	ホースの耐圧性能		
配管の耐圧機能			
連結散水設備	加圧送水装置		組
	制御盤		面
	起動装置		組
	ヘッド	90	個
	選択弁		個
	一斉開放弁		面
	表示盤		面
送水口	5	組	
非常コンセント設備	单相 100V	2	個
	3相 200V		個
非常電源専用受電設備	低圧受電設備		式
	高圧受電設備 300kVA以下		式
	高圧受電設備 300kVA超1000kVA	1	式
	保護継電盤 過電流		組
	保護継電盤 地絡		組



地下1階平面図

凡例		非常用出入口		防火区画(兼防煙区画)	
■	防火区画(兼防煙区画)	▲	非常用出入口	■	防火区画(兼防煙区画)
■	防煙区画(囲仕切壁)	△	非常用出入口にかわる窓その他の開口部	■	防火区画・壁六区画
■	防煙区画(垂れ壁)	■	機械排煙区域	■	開口制限 900以上
■	防火上主要な囲仕切壁(令第114条)	⊙	H12告示1436号 第四号口	■	開口制限 900以上
■	延焼の恐れのある部分	(一)	H12告示1436号 第四号ハ(一)	■	開口制限 900以上
○	法2条9号の2による防火設備(網入りガラス)	(二)	H12告示1436号 第四号ハ(二)	■	開口制限 900以上
○	常時閉鎖式・特定防火設備	(三)	H12告示1436号 第四号ハ(三)	■	開口制限 900以上
○	常時閉鎖式・防火設備(法第2条第9号の二)	(四)	H12告示1436号 第四号ハ(四)	■	開口制限 900以上
○	随時閉鎖式・熱感連動自動閉鎖式特定防火設備	⊖	H12告示1436号 第四号ニ	■	開口制限 900以上
○	随時閉鎖式・熱感連動自動閉鎖式防火設備	⊖	連令126の2第1項第3号	■	開口制限 900以上
○	随時閉鎖式・熱感連動自動閉鎖式防火設備	⊖		■	開口制限 900以上
(法第2条第9号の二)		*記号のない建具は天井高2600以上に対し扉高さ2100のため垂れ壁ありとみなす			
●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号による遮煙性能を有するものとする。		●平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令126条の2第1項3号適用部分)			

EXP-J用耐火帯は日本エキスパンションジョイント工業会の適合証を取得したものを用品。  
消防法施行規則第1条の3の収容人員: 0人(従業員数)



凡例	防火区画(兼防煙区画)	防煙区画(囲仕切壁)	防煙区画(垂れ壁)	防火上主要な囲仕切壁(令第114条)	延焼の恐れのある部分	法2条9号の2-ロによる防火設備(網入りガラス)	常時閉鎖式・特定防火設備	常時閉鎖式・防火設備(法第2条9号の2-ロ)	随時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備	随時閉鎖式・防火シャッター(軽鋼製火災用・耐火鋼製(法第2条9号の2-ロ)両種)	随時閉鎖式・防火シャッター(軽鋼製火災用・耐火鋼製(法第2条9号の2-ロ)両種)	随時閉鎖式・防火防煙シャッター	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備	随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備								
●	随時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備 (法第2条9号の2-ロ)	随時閉鎖式・熱感複合式感知器連動自閉式特定防火設備	随時閉鎖式・熱感複合式感知器連動自閉式防火設備 (法第2条9号の2-ロ)	随時閉鎖式・防火シャッター	随時閉鎖式・防火シャッター	随時閉鎖式・防火防煙シャッター	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備 (軽鋼製火災用・耐火鋼製(法第2条9号の2-ロ)両種)	随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備	非常用出入口	非常用出入口にかわる窓その他の開口部	機械排煙区域	H12告示1436号 第四号ロ	H12告示1436号 第四号ハ (一)	H12告示1436号 第四号ハ (二)	H12告示1436号 第四号ハ (三)	H12告示1436号 第四号ハ (四)	H12告示1436号 第四号二	連令126の2第1項第3号	自然排煙区域	排煙用オペレーター (FL+800~1500に設置すること)	防火区画(兼防煙区画)	防火区画・縦穴区画
○	防火区画面積 (たて穴・面積区画) 各階計 293.95㎡	防火区画面積 (たて穴・面積区画) 各階計 279.38㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 26.35㎡	防火区画面積 (たて穴・面積区画) 各階計 217.87㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 357.04㎡	防火区画面積 (たて穴・面積区画) 各階計 701.86㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 734.21㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 30.24㎡	防火区画面積 (異種用途・面積区画) 各階計 659.15㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 36.91㎡	防火区画面積 (異種用途・面積区画) 各階計 464.67㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 23.72㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 31.89㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 4.23㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡	防火区画面積 (面積区画) 各階計 59.84㎡

危険物倉庫の危険物数量は所轄消防署協議とする。

消防法上無窓階

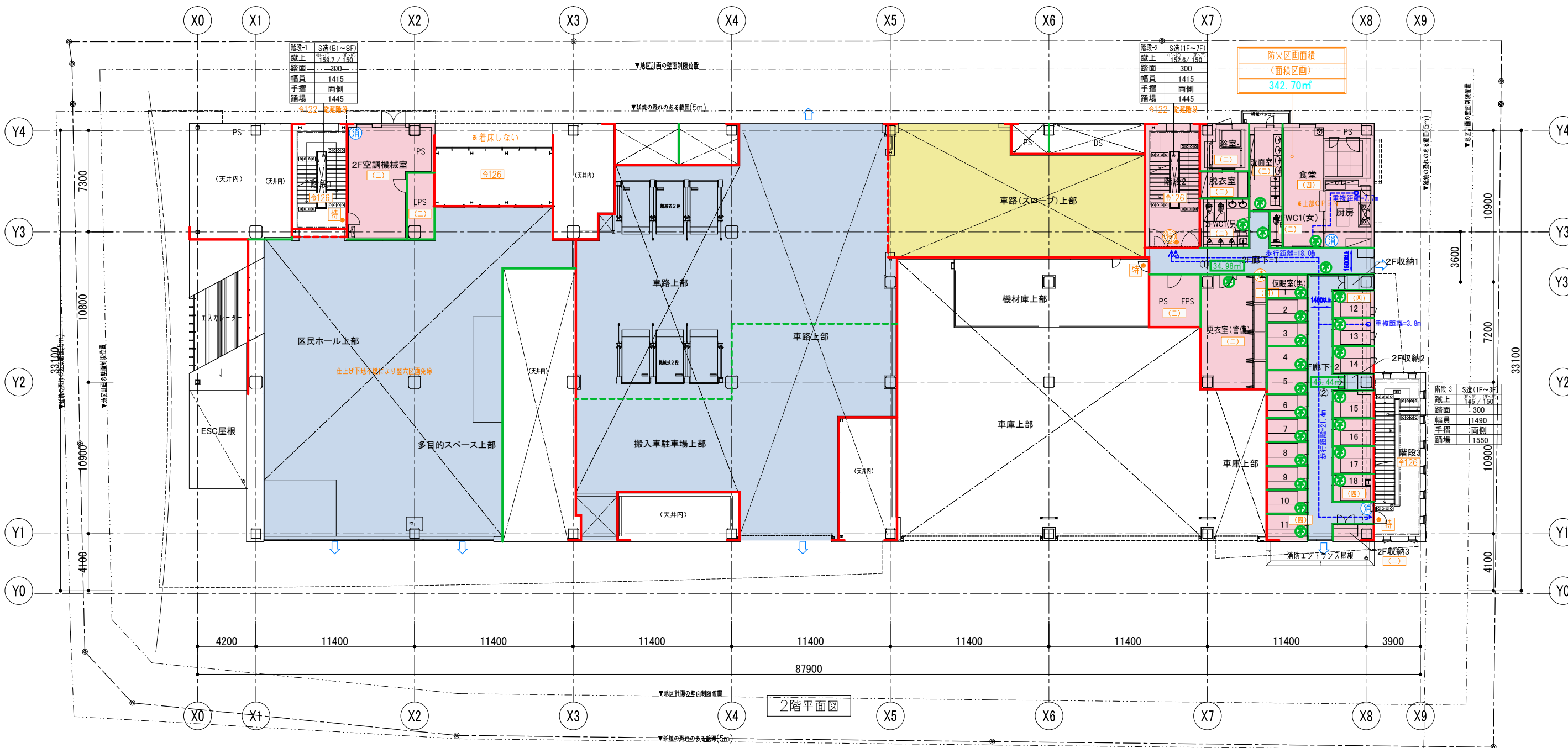
消防法施行規則第1条の3の収容人員: 148人 (従業者数)

従業者数: 広報相談室 8人, 業務員室宿直室 2人, 売店 1人, 通信司令室 2人...計 13人

主として従業者以外の使用に供する部分→区民ホール部分面積(広報相談室面積を除く)=406m<sup>2</sup> 406/3=135.333 135人

建築基準法による排煙設備の算定

階	No.	室名	建具記号	H	W	開口角底 補正(a)	有効開口 面積(S)	開口 数	H×W×a × 開口数	有効開口面 積合計	防煙区画 面積(A)	必要開口面 積(A×1/50)	判定
1F	①	区民ホール 広報相談室	AC-1	0.620	1.20000	0.707	0.526	20	10.520	10.520	472.330	9.447	OK
	②	車庫・公用車両駐車場	SH-1	0.890	10.21000	0.800	7.270	1	7.270	7.270	338.380	6.768	OK
	③	車庫・公用車両駐車場	SH-1	0.890	8.54000	1.000	6.821	1	6.821	6.821	230.770	4.616	OK



凡例						
■ 防火区画(兼防煙区画)	特 随時閉鎖式・煙感連動自閉式特定防火設備	▲ 非常用出入口	自然排煙区域	防火区画(兼防煙区画)		
■ 防煙区画(圍仕切壁)	随時閉鎖式・煙感連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の二 口)	△ 非常用出入口にかわる窓その他の開口部	← 煙排出方向	■ 防火区画・堅穴区画		
■ 防煙区画(垂れ壁)		機械排煙区域	▲ 排煙用オペレーター (FL+800~1500に設置すること)			
— 防火上主要な圍仕切壁(令第114条)	特 随時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動自閉式特定防火設備	Ⓧ H12告示1436号 第四号口	Ⓒ 消火器(置型)	900 開口制限 900以上		
— 延焼の恐れのある部分	防 随時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の二 口)	(一) H12告示1436号 第四号ハ (一)	Ⓓ 消火器(埋込型)			
Ⓛ 法2条9号の2-口による防火設備(網入りガラス)	防 随時閉鎖式・防火シャッター (特設防火設備・耐火設備(法第2条第9号の二 口) 網入り)	(二) H12告示1436号 第四号ハ (二)	Ⓟ 消火器(大型)			
特 常時閉鎖式・特定防火設備	SS 随時閉鎖式・防火シャッター (特設防火設備・耐火設備(法第2条第9号の二 口) 網入り)	(三) H12告示1436号 第四号ハ (三)				
防 常時閉鎖式・防火設備 (法第2条第9号の二 口)	SS 随時閉鎖式・防煙シャッター (特設防火設備・耐火設備(法第2条第9号の二 口) 網入り)	(四) H12告示1436号 第四号ハ (四)				
特 随時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	SS 随時閉鎖式・防火防煙シャッター (特設防火設備・耐火設備(法第2条第9号の二 口) 網入り)	② H12告示1436号 第四号ニ				
防 随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の二 口)	不 常時閉鎖式不燃性扉 *記号のない建具は天井高2600以上に対し扉高さ2100のため垂れ壁ありとみなす	令126 建令126の2第1項第3号	防火区画面積 (〇〇区画) (000.00m <sup>2</sup> )	防火区画面積		
			防煙区画面積 (000.00m <sup>2</sup> )	防煙区画面積		

● 印のついた防火戸は、令第112条第14項2号口による遮煙性能を有するものとする。 ● 平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令第126条の2第1項第3号適用部分)

消防法上無窓階  
2F居室合計面積・・・157.67m<sup>2</sup>  
消防法施行規則第1条の3の収容人員:16人(従業者数)  
従業者数:食堂・厨房16人  
建築基準法による排煙設備の算定

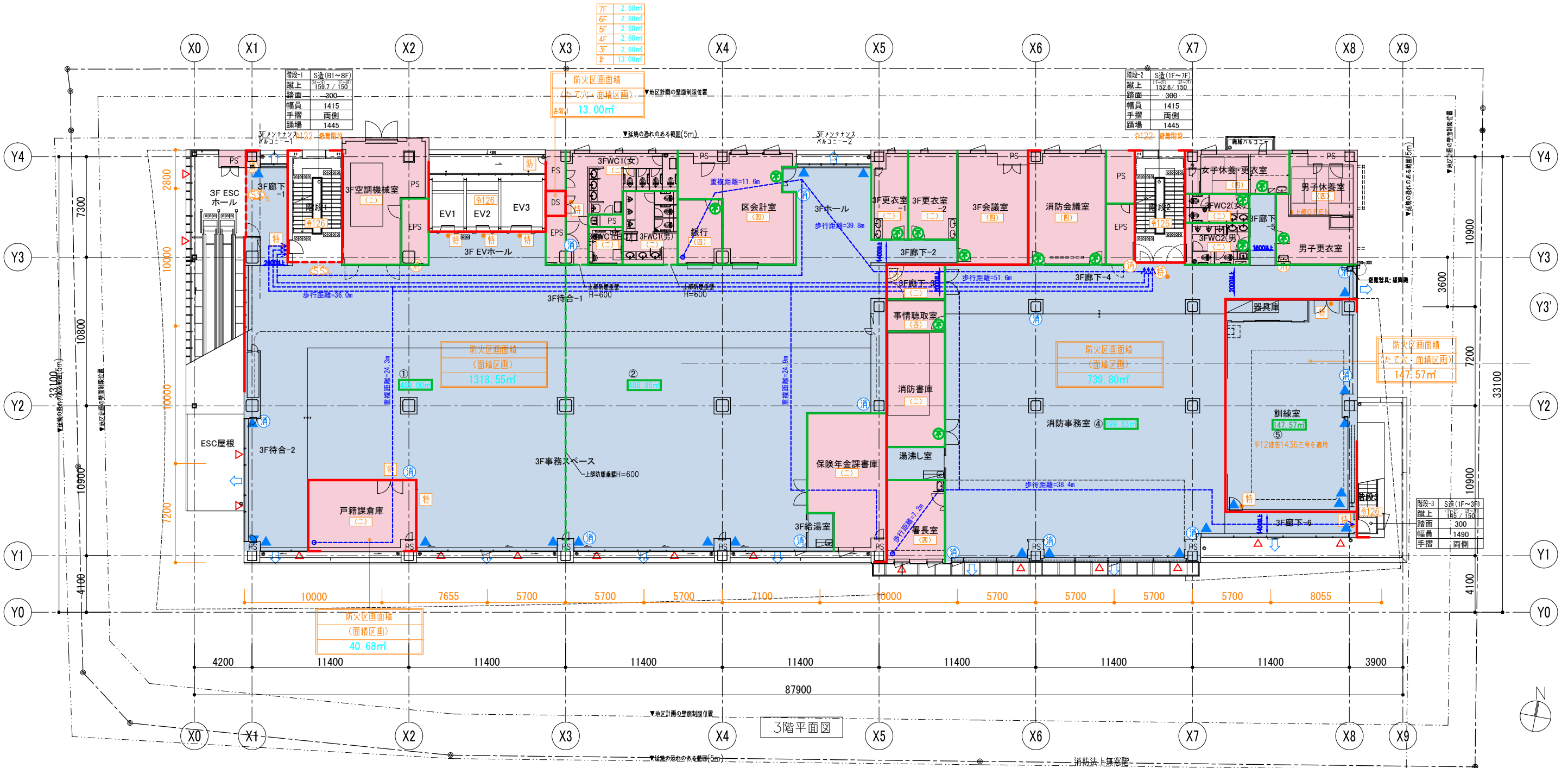
階	No.	窓名	建具記号	H	W	開口角 調整(度)	有効開口 面積(S)	開口 部数	H×W×a × 開口部数	有効開口面 積合計	防煙区画 面積(A)	必要開口面 積(理)	判定
2F	①	2F廊下-1	AW-3d(外側シ窓)	0.690	0.78000	1.000	0.545	2	1.080	1.080	24.980	0.700	OK
2F	②	2F廊下-2	AW-3f(外側シ窓)	0.595	0.79750	1.000	0.475	2	0.949	0.949	46.440	0.929	OK

A-12-03

竣工図

年月日	平成29年2月	縮尺	A1:1/50 A2:1/300
図面名称	港区総合庁舎移転新築工事 法規チェック図 2階平面図		
設計者			
図面番号			
訂正番号			
訂正内容			
訂正理由			
訂正時期			
訂正者			
図面番号	A-12-03		





凡例	特	防	防	防	防	防
防火区画(兼防煙区画)	特	防	防	防	防	防
防煙区画(間仕切壁)						
防煙区画(垂れ壁)						
防火上主要な囲仕切壁(令第114条)						
延焼の恐れのある部分						
法2条9号の2-ロによる防火設備(網入りガラス)	特	防	防	防	防	防
常時閉鎖式・特定防火設備						
常時閉鎖式・防火設備(法第2条第9号の二ロ)						
特						
常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備						
防						
常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備						
防						
常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備						
防						

●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号ロによる遮煙性能を有するものとする。

○平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令第126条の2第1項3号適用部分)

消防法上無窓階  
消防法施行規則第1条の3の収容人員: 427人  
従業者数: 3F事務スペース 61人, 区会計室 4人, 銀行 2人, 消防事務室 84人, 署長室 1人...計 152人  
主として従業員以外の使用に供する部分→3F廊下1~5+3F待合1,2+3FEVホール+3Fホール=590.31m<sup>2</sup>  
3F会議室+消防会議室+訓練室=237.2m<sup>2</sup> (590.31+237.2)/3=275.83人

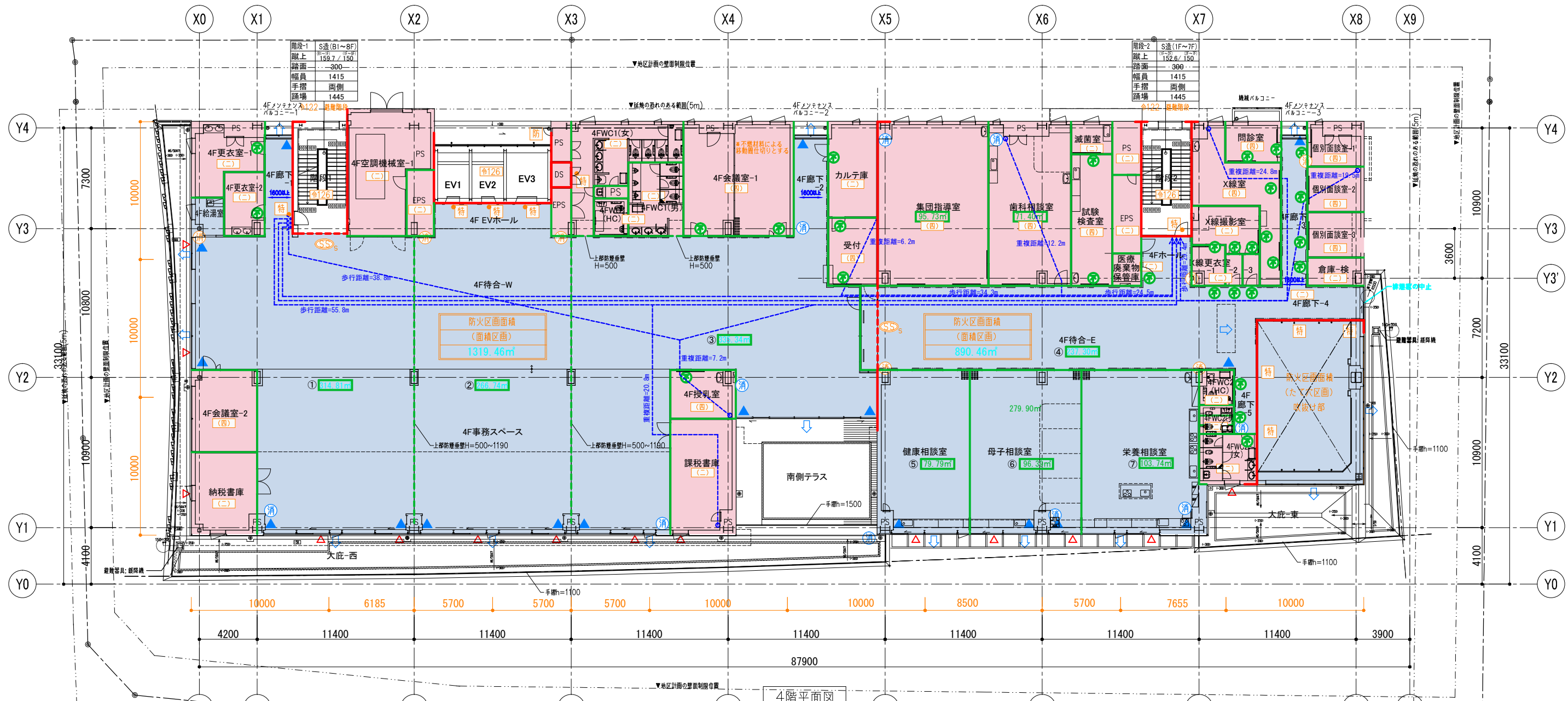
階	No.	室名	連員記号	H	W	開口角 補正(a)	開口 面積(S)	開口 長さ	H×W×a 開口係数	有効開口 面積合計	防煙区画 面積(A)	必要開口 面積 A×1/50	判定
3F	①	3F事務スペース	AW-2a(外側シ窓)	0.580	1.03800	1.000	0.602	2.1	1.204	11.302	489.000	9.780	OK
		3F待合-1,2	AW-2b(外側シ窓)	0.580	1.08200	1.000	0.602	1	0.602				
		3FEVホール	AW-2c(外側シ窓)	0.580	1.10000	1.000	0.638	4	2.552				
		3F廊下-1	AW-2e(外側シ窓)	0.580	0.99800	1.000	0.579	4	2.315				
		3F廊下-2	AW-12c(外側シ窓)	0.580	1.00000	1.000	0.580	2	1.160				
3F	②	3F事務スペース	AW-2a(外側シ窓)	0.580	1.03800	1.000	0.602	2	1.204	9.809	486.850	9.737	OK
		3F待合-1	AW-2b(外側シ窓)	0.580	1.08200	1.000	0.602	1	0.602				
		3Fホール	AW-2c(外側シ窓)	0.580	1.10000	1.000	0.638	2	2.552				
		3F廊下-2	AW-2e(外側シ窓)	0.580	0.99800	1.000	0.579	4	2.315				
		消防事務室	AW-1k	0.770	1.10000	0.866	0.734	12	8.804				
③	湯沸し室	AW-2c(外側シ窓)	0.580	1.10000	1.000	0.638	2	2.552	14.666	499.830	9.897	OK	
	湯沸し室	AW-6a	0.490	1.02750	0.707	0.380	2	0.760					
④	訓練室	AW-4a	0.640	1.08500	0.707	0.491	8	3.928	4.418	147.580	2.952	OK	
		訓練室	AW-4a	0.640	1.08250	0.707	0.490	1					0.490

A-12-04

# 竣工図

年月日	平成29年2月	縮尺	A1: 1/150 A2: 1/300
図面名称	港区総合庁舎移転新築工事 法規チェック図 3階平面図		
設計		監理	
製図		校核	
承認		承認	

A-12-04



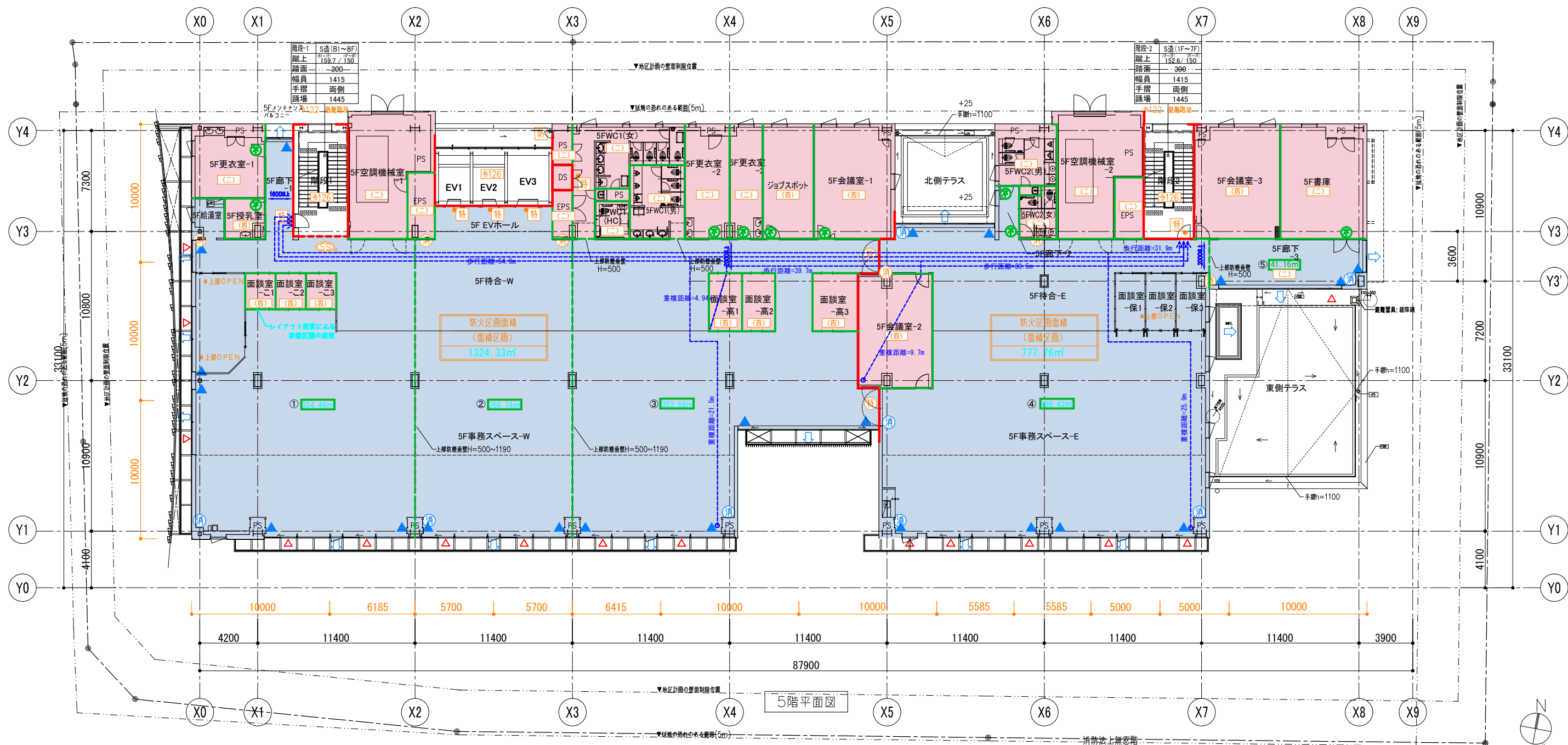
凡例	記号	説明	記号	説明	記号	説明
防火区画(兼防煙区画)	■	防火区画(兼防煙区画)	▲	非常用出入口	◀	自然排煙区域
防煙区画(囲仕切壁)	■	防煙区画(囲仕切壁)	△	非常用出入口にかわる窓その他の開口部	⇨	煙排出方向
防煙区画(垂れ壁)	■	防煙区画(垂れ壁)	○	機械排煙区域	▲	排煙用オペレーター
防火上主要な囲仕切壁(令第114条)	■	防火上主要な囲仕切壁(令第114条)	①	H12告示1436号 第四号口	☑	消火器(置型)
延焼の恐れのある部分	■	延焼の恐れのある部分	②	H12告示1436号 第四号ハ (一)	☑	消火器(壁埋込型)
法2条9号の2-1による防火設備(網入りガラス)	■	法2条9号の2-1による防火設備(網入りガラス)	③	H12告示1436号 第四号ハ (二)	☑	消火器(大型)
常時閉鎖式・特定防火設備	■	常時閉鎖式・特定防火設備	④	H12告示1436号 第四号ハ (三)	○	防火区画面積 (〇〇区画)
常時閉鎖式・防火設備(法2条9号の2-1)	■	常時閉鎖式・防火設備(法2条9号の2-1)	⑤	H12告示1436号 第四号ハ (四)	○	防火区画面積 (〇〇.〇〇m <sup>2</sup> )
常時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	■	常時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	⑥	H12告示1436号 第四号ニ	○	防煙区画面積
常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備	■	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備	⑦	令第126条 建令126の2第1項第3号		
常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備(法2条9号の2-1)	■	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備(法2条9号の2-1)	⑧	令第126条 建令126の2第1項第3号		

●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号口による遮煙性能を有するものとする。 ●平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令第126条の2第1項3号適用部分)

消防法施行規則第1条の3の収容人員: 570人  
 従業者数: 4F事務スペース 60人  
 主として従業者以外の使用に供する部分→4F廊下1~5+4Fホール+4FEVホール+4F待合W,E+4F会議室1,2+4F授乳室+受付+集団指導室+歯科相談室+試験検査室+減菌室+X線室,問診室,X線撮影室,X線更衣室1~3+個別面談室1~3+健康相談室+栄養相談室+母子相談室=1530.05m<sup>2</sup> 1530.05/3=510.01人

建築基準法による排煙設備の算定

階	No.	室名	建具記号	H	W	開口面積	開口補正	有効開口面積	開口補正	開口制限	有効開口面積	必要開口面積	判定
4F	①	4F事務スペース	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	5.868	900	5.868	5.335	OK
	②	4F待合-W	AW-11	0.490	1.09830	0.707	0.330	4	1.322	900	1.322	1.298	OK
	③	4F待合-E	AW-11	0.490	1.09830	0.707	0.330	2	0.661	900	0.661	0.649	OK
	④	4F事務スペース	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	5.868	900	5.868	5.335	OK
	⑤	4F待合-W	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	4	2.934	900	2.934	2.790	OK
4F	⑥	4F待合-E	AW-14b(外側シ窓)	0.420	1.06725	1.000	0.448	2	1.793	900	1.793	1.793	OK
	⑦	4F待合-W	AW-12a(外側シ窓)	0.420	0.75100	1.000	0.215	2	1.399	900	1.399	1.399	OK
	⑧	4F待合-E	AW-12a(外側シ窓)	0.490	1.11750	1.000	0.248	2	1.096	900	1.096	1.096	OK
	⑨	4F待合-E	TL-1	1.300	3.50000	1.000	4.030	1	4.030	900	4.030	4.030	OK
	⑩	4F待合-E	AW-12d(外側シ窓)	0.490	0.81750	1.000	0.401	2	2.001	900	2.001	2.001	OK
4F	⑪	健康相談室	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	4	2.934	900	2.934	2.790	OK
	⑫	母子相談室	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	4	2.934	900	2.934	2.790	OK
	⑬	栄養相談室	AW-11	0.770	1.10000	0.866	0.734	4	2.934	900	2.934	2.790	OK



凡例	防火区画(兼防煙区画)	防煙区画(圍仕切壁)	防煙区画(垂れ壁)	防火上主要な圍仕切壁(令第114条)	延焼の恐れのある部分	法2条9号の2-1による防火設備(網入りガラス)	常時閉鎖式・特定防火設備	常時閉鎖式・防火設備(法第2条第9号の2-1)	常時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備(法第2条第9号の2-1)									
○	常時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	○	常時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備(法第2条第9号の2-1)	○	常時閉鎖式・熱感複合式感知器連動自閉式特定防火設備	○	常時閉鎖式・防火シャッター(※設置位置・高さ等(法第2条第9号の2-1)参照)	○	常時閉鎖式・防火シャッター(※設置位置・高さ等(法第2条第9号の2-1)参照)	○	常時閉鎖式・防火防煙シャッター(※設置位置・高さ等(法第2条第9号の2-1)参照)	○	常時閉鎖式不燃性扉						
△	非常用出入口	△	非常用出入口にかわる窓その他の開口部	△	機械排煙区域	△	H12告示1436号 第四号ロ	△	H12告示1436号 第四号ハ(一)	△	H12告示1436号 第四号ハ(二)	△	H12告示1436号 第四号ハ(三)	△	H12告示1436号 第四号ハ(四)	△	H12告示1436号 第四号ニ	△	令126 建令126の2第1項第3号
←	自然排煙区域	←	煙排出方向	←	排煙用オペレーター(FL+800~1500に設置すること)	←	消火器(置型)	←	消火器(壁埋込型)	←	消火器(大型)	←	開口制限 900以上						
○	防火区画(兼防煙区画)	○	防火区画・壁穴区画	○	防火区画面積(○区画)	○	防火区画面積(000.00m²)	○	防火区画面積(000.00m²)	○	防火区画面積	○	防火区画面積						

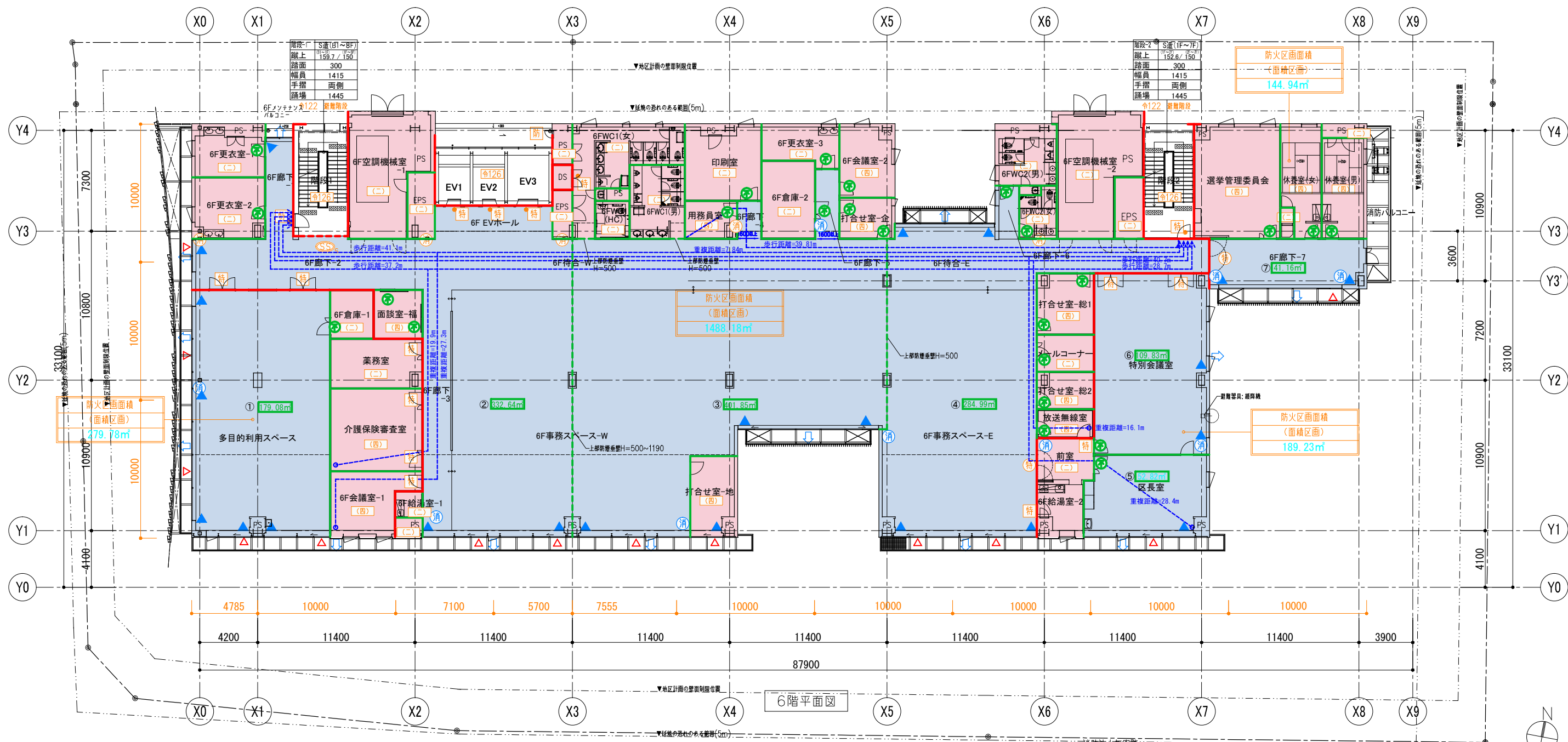
●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号ロによる遮煙性能を有するものとする。

○平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令126条の2第1項3号適用部分)

消防法施行規則第1条の3の収容人員: 393人  
 従業者数: 5F事務スペースW, E 144人  
 主として従業者以外の使用に供する部分→5F廊下1~3+5FEVホール+5F待合W, E+5F会議室1~3+5F授乳室+面談室1~3+面談室高1~3+面談室保1~3  
 = 747.05m² 747.05/3=249.01人

建築基準法による排煙設備の算定

階	No.	差名	建具記号	H	W	開口角度補正(a)	開口面積(S)	開口数	H×W×a×開口数	有効開口面積合計	防火区画面積(A)	必要開口面積(A×1/50)	判定
5F	①	5F事務スペース-W	AW-1a	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	5.868	9,772	354,460	7,089	OK
		5F廊下-1	AW-7a	0.490	1.09000	0.707	0.378	4	1.510				
		5F給湯室	AW-8a	0.490	1.09000	0.707	0.378	2	0.755				
		5F事務スペース-W	AW-12a(外側L窓)	0.490	0.89000	1.000	0.436	2	0.874				
		5F待合-W	AW-12a	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	5.868				
	②	5F事務スペース-W	AW-12a	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	5.868	12,500	499,430	9,989	OK
	5F事務スペース-W	AW-14a	0.490	1.10000	0.866	0.467	4	1.867					
	5F待合-W	AW-11h	0.490	0.80000	0.866	0.339	6	2.027					
	5F待合-E	AW-14f	0.490	0.81000	0.707	0.281	4	1.122					
	5F廊下-2	AW-14d	0.490	0.80000	0.707	0.277	4	1.109					
	③	5F待合-E	AW-14f	0.490	0.81000	0.707	0.281	4	1.122	3,541	41,160	0.823	OK
	5F廊下-3	AW-6a	0.490	1.09000	0.707	0.378	2	0.755					



凡例	防火区画 (兼防煙区画)	防煙区画 (圍仕切壁)	防煙区画 (垂れ壁)	防火上主要な囲仕切壁 (令第114条)	延焼の恐れのある部分	法2条9号の2による防火設備 (網入りガラス)	常時閉鎖式・特定防火設備	常時閉鎖式・防火設備 (法第2条第9号の2)	常時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	熱感連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の2)
○	常時閉鎖式・煙感連動自閉式特定防火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・煙感連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動自閉式特定防火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式・防火防煙シャッター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	常時閉鎖式不燃性扉	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号口による遮煙性能を有するものとする。

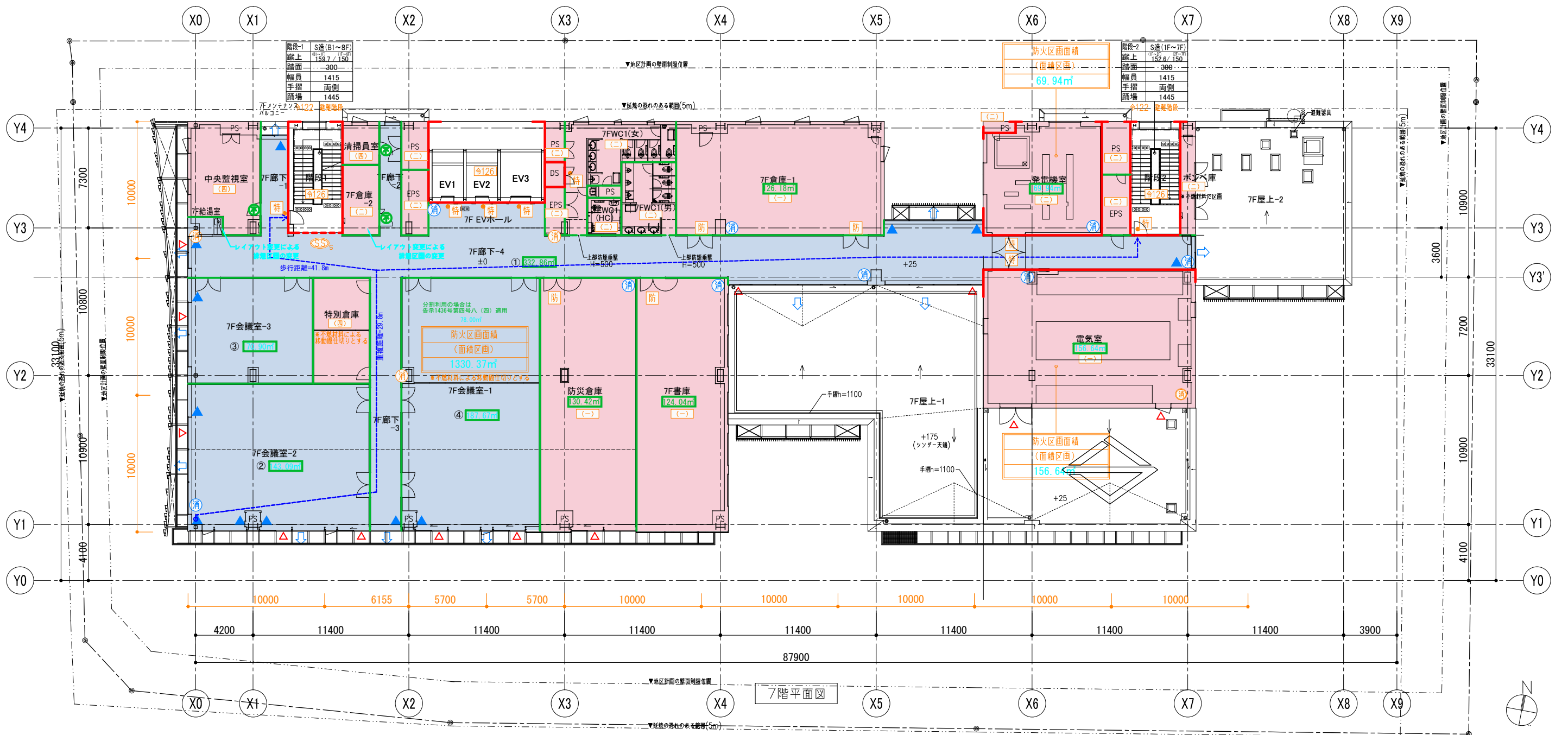
○平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する (令126条の2第1項3号適用部分)

消防法上無密閉

消防法施行規則第1条の3の収容人員: 396人  
 従業者数: 6F事務スペースW,E 96人 区長室 1人 用務員室 2人 =99人  
 主として従業者以外の使用に供する部分→6F廊下1~7+6FEVホール+6F待合W,E+6F会議室1~3+多目的スペース+面談室+業務室+介護保険審査室+特別会議室+選挙管理委員会 =891.1m<sup>2</sup> 891.1=297.03人

建築基準法による排煙設備の算定

階	No.	室名	建築記号	H	W	開口面積 (a)	開口形状	H×W×a×開口形状	有効開口面積 (A)	必要開口面積 (A×1/50)	判定	
6F	①	多目的利用スペース	AW-1c	0.770	1.10000	0.866	0.734	6	4.401	179.080	3.582	OK
	②	6F事務スペース-W	AW-7c	0.499	1.09000	0.707	0.378	4	1.510	284.990	5.699	OK
	③	6F事務スペース-E	AW-1d	0.499	1.10000	0.707	0.381	3	1.143	401.850	8.037	OK
	④	6FEVホール	AW-8a	0.770	1.09000	0.866	0.734	3	2.202	52.820	1.056	OK
	⑤	6F倉庫-1	AW-12c (外開)	0.499	0.89000	1.000	0.438	2	0.872	332.540	6.653	OK
	⑥	6F事務スペース-W	AW-1d	0.770	1.10000	0.866	0.734	6	4.401	284.990	5.699	OK
	⑦	6F廊下-4,5	AW-14a	0.499	1.11000	0.866	0.471	4	1.884	401.850	8.037	OK
	⑧	6F事務スペース-E	AW-1a	0.499	0.80000	0.866	0.339	6	2.037	284.990	5.699	OK
	⑨	6F廊下-6	AW-14b	0.770	1.10000	0.866	0.734	3	2.202	52.820	1.056	OK
	⑩	区長室	AW-1f	0.499	0.80375	0.707	0.278	3	1.044	284.990	5.699	OK
	⑪	特別会議室	AW-3a1-1 (外開)	0.590	1.08000	1.000	0.637	2	1.274	109.820	2.196	OK
	⑫	6F廊下-7	AW-3a1-2 (外開)	0.590	0.79000	1.000	0.666	2	1.332	41.160	0.823	OK



凡例	防火区画(兼防煙区画)	防煙区画(圍仕切壁)	防煙区画(垂れ壁)	防火上主要な圍仕切壁(令第114条)	延焼の恐れのある部分	法2条9号の2による防火設備(網入りガラス)	常時閉鎖式・特定防火設備	常時閉鎖式・防火設備(法第2条第9号の2)	常時閉鎖式・熱感自動閉鎖式特定防火設備	常時閉鎖式・熱感自動閉鎖式防火設備	常時閉鎖式・熱感自動閉鎖式防火設備(法第2条第9号の2)
	隨時閉鎖式・煙感自動閉鎖式特定防火設備	隨時閉鎖式・煙感自動閉鎖式防火設備 (法第2条第9号の2)	隨時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動閉鎖式特定防火設備	隨時閉鎖式・熱煙複合式感知器連動閉鎖式防火設備 (法第2条第9号の2)	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))	隨時閉鎖式・防火シャッター (特定防火設備・耐火設備(法第2条第9号の2))
	非常用出入口	非常用出入口にかわる窓その他の開口部	機械排煙区域	H12告示1436号 第四号口	H12告示1436号 第四号ハ (一)	H12告示1436号 第四号ハ (二)	H12告示1436号 第四号ハ (三)	H12告示1436号 第四号ハ (四)	H12告示1436号 第四号ニ	令126 建令126の2第1項第3号	
	自然排煙区域	煙排出方向	排煙用オペレーター (FL+800~1500に設置すること)	消火器(置型)	消火器(埋込型)	消火器(大型)					
	防火区画(兼防煙区画)	防火区画・堅穴区画	開口制限 900以上	防火区画面積 (〇〇区画) (000.00m <sup>2</sup> )	防火区画面積 (000.00m <sup>2</sup> )						

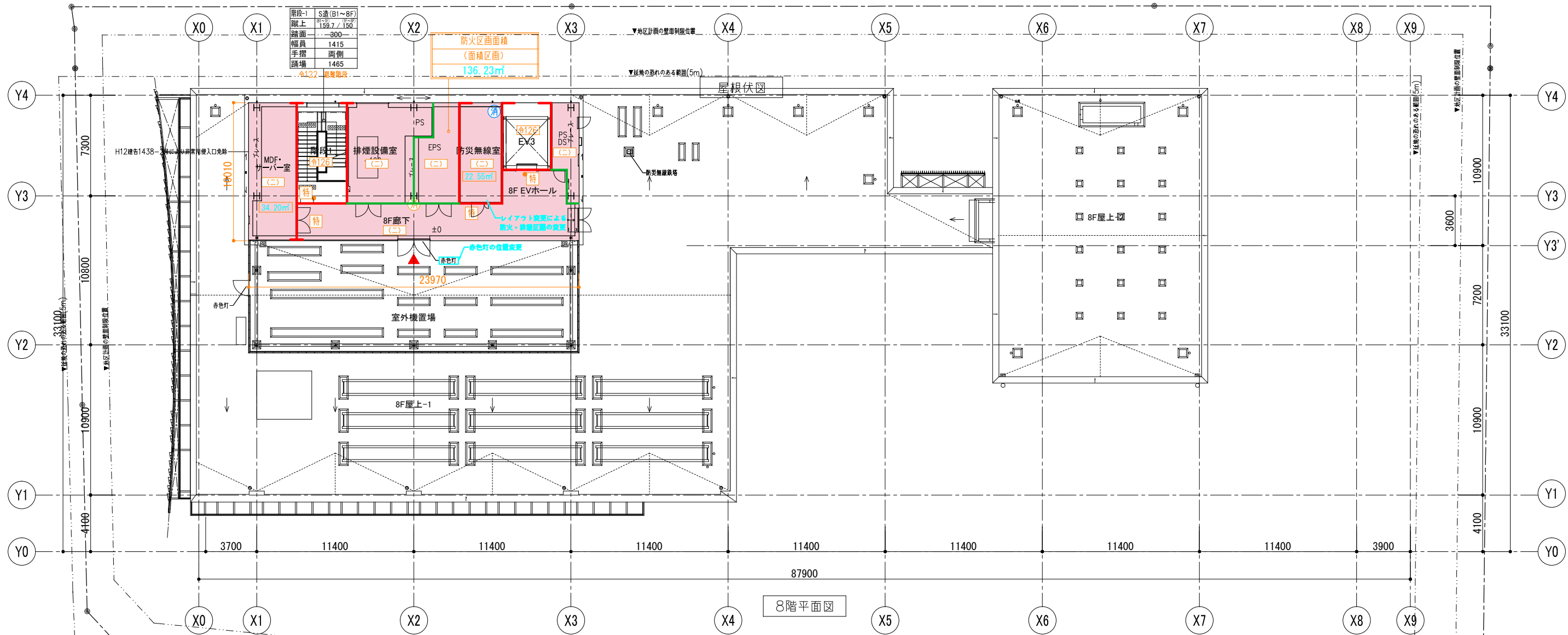
●印のついた防火戸は、令第112条第14項第2号口による遮煙性能を有するものとする。

・平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する (令126条の2第1項第3号適用部分)

消防法上無窓階  
消防法施行規則第1条の3の収容人員: 138人  
従業者数: 中央監視室 3人 掃除清掃員室 2人 = 5人  
主として従業員以外の使用に供する部分→共用会議室1~3 = 399.7m<sup>2</sup> 399.7=133.23人

建築基準法による排煙設備の算定

階	No.	室名	建築記号	H	V	開口角係数 補正(a)	有効開口 面積(S)	開口 部数	H×V×a 開口部数	有効開口面積 合計	防煙区画 面積(A)	必要開口面積 A×1/50	判定
7F	①	下廊下-1, 2, 3, 4	AW-1a	0.770	1.10000	0.866	0.734	2	1.467	8.036	332.960	6.657	OK
			AW-14g	0.200	0.75000	0.707	0.106	12	1.273				
			AW-14g	0.200	0.80000	0.707	0.119	8	0.979				
			AW-14g	0.420	1.09750	0.707	0.380	2	0.760				
			AW-12c(付備L室)	0.420	0.82250	1.000	0.427	2	0.875				
			AW-14e	0.420	0.80375	0.707	0.278	4	1.114				
			AW-14e	0.420	0.80000	0.707	0.277	4	1.109				
			AW-14b	0.420	1.09750	0.707	0.380	2	0.760				
			AW-14b	0.770	0.96000	0.866	0.623	2	1.247				
			AW-1a	0.770	1.10000	0.866	0.734	8	4.401				
			AW-7b	0.420	1.09875	0.707	0.381	4	1.523				
			AW-7a	0.420	1.10000	0.707	0.381	2	0.762				
7F	②	下会議室-2	AW-1a	0.420	1.09875	0.707	0.381	4	1.523	7.953	143.900	2.878	OK
			AW-7a	0.420	1.10000	0.707	0.381	4	1.523				
7F	③	下会議室-3	AW-1a	0.770	1.10000	0.866	0.734	4	2.924	4.399	187.670	3.753	OK
			AW-1a	0.770	1.09875	0.866	0.733	3	1.465				



凡例		▼地区計画の壁面制限位置	
防火区画(兼防煙区画)	特 随時閉鎖式・煙感連動自閉式特定防火設備	▲ 非常用進入口	自然排煙区域
防煙区画(間仕切壁)	防 随時閉鎖式・煙感連動自閉式防火設備	△ 非常用進入口にかわる窓その他の開口部	煙排出方向
防煙区画(垂れ壁)	(法第2条第9号の二 口)	機械排煙区域	排煙用スプリンクラー
防火上主要な囲仕切壁(令第114条)	特 随時閉鎖式・熱感複合式感知器連動自閉式特定防火設備	○ H12告示1436号 第四号口	(FL+800~1500に設置すること)
延焼の恐れのある部分	防 随時閉鎖式・熱感複合式感知器連動自閉式防火設備	(一) H12告示1436号 第四号ハ (一)	消火器(置型)
法2条9号の2-口による防火設備(網入りガラス)	(法第2条第9号の二 口)	(二) H12告示1436号 第四号ハ (二)	消火器(壁埋込型)
常時閉鎖式・特定防火設備	特 SS 随時閉鎖式・防火シャッター (電気防火設備・電気設備(法第2条第9号の二 口) 専用)	(三) H12告示1436号 第四号ハ (三)	消火器(大型)
常時閉鎖式・防火設備(法第2条第9号の二 口)	防 SS 随時閉鎖式・防煙シャッター (電気防火設備・電気設備(法第2条第9号の二 口) 専用)	(四) H12告示1436号 第四号ハ (四)	防火区画面積 (○○区画) 000.00m²
随時閉鎖式・熱感連動自閉式特定防火設備	防 SS 随時閉鎖式・防火防煙シャッター (電気防火設備・電気設備(法第2条第9号の二 口) 専用)	○ H12告示1436号 第四号ニ	防火区画面積
随時閉鎖式・熱感連動自閉式防火設備 (法第2条第9号の二 口)	防 常時閉鎖式不燃性扉	○126 建令126の2第1項第3号	防煙区画面積 000.00m²
*記号のない建具は天井高2600以上に対し扉高さ2100のため垂れ壁ありとみなす			
●印のついた防火戸は、令第112条第14項2号口による遮煙性能を有するものとする。			
・平面上防火区画でないPS, EPS, DSは全て各階スラブごとに防火区画を水平に形成する(令第126条の2第1項三号適用部分)			

▼地区計画の壁面制限位置

防火区画(兼防煙区画)

防火区画・壁穴区画

開口制限 900以上

900 900

防火区画面積 (○○区画) 000.00m²

防煙区画面積 000.00m²

消防法上無窓階  
消防法施行規則第1条の3の収容人員: 0人 (従業員数)